

(株)大沼友の会のお買物券をお持ちの方・ 積立てをされていた方へのお知らせ

令和2年4月

東北経済産業局 産業部 消費経済課

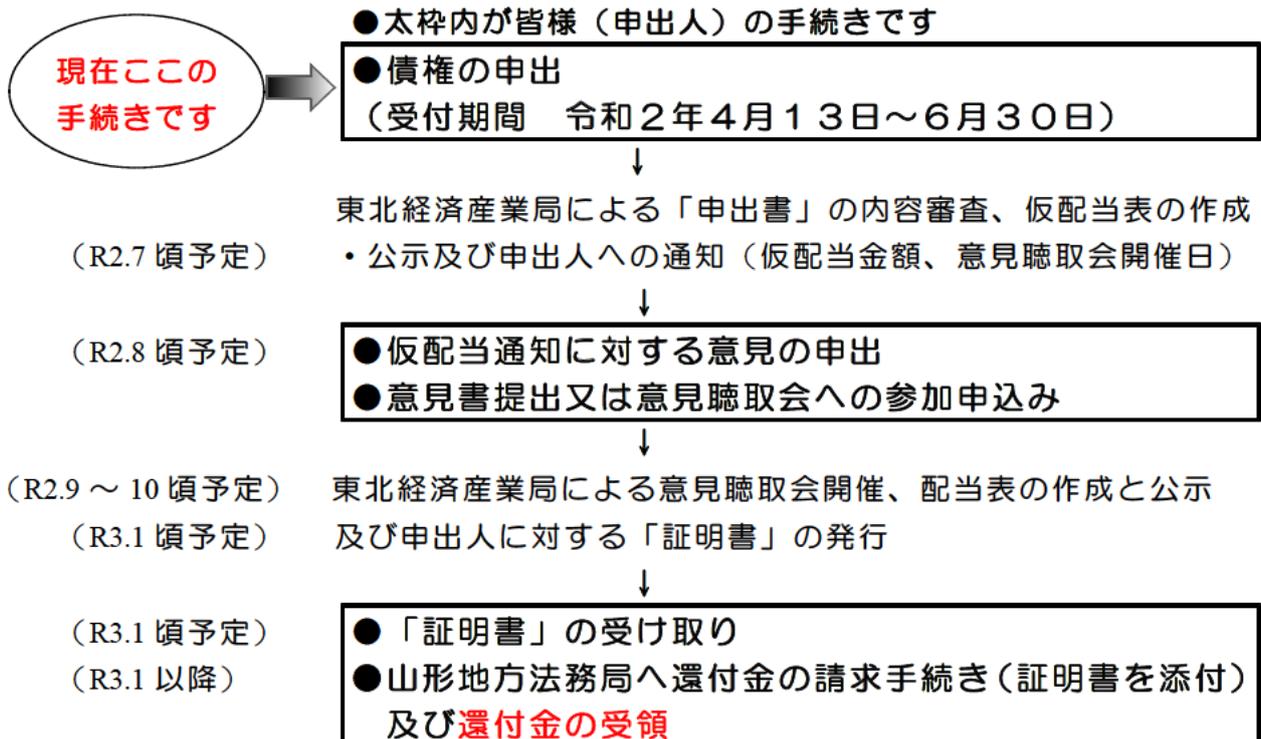
令和2年1月27日に株式会社大沼友の会（以下、「友の会」といいます。）が破産手続開始の申立を行いました。これに伴い、友の会発行の「お買物券」や「積立金」については、割賦販売法に基づく手続きにより還付（返金）を受けることができます。

還付を希望される会員の方は、同封の債権の「①申出書」に「②還付を受ける権利を有することを証する書面」、「③申出人の本人確認のための公的証明書の写し」を添えて、受付期間内にご提出ください。（⇒手続きの詳細は次ページから）

1. 債権の「申出書」の受付期間

令和2年4月13日（月）～令和2年6月30日（火） 郵送の場合 当日消印有効

2. 債権申出から還付までの流れ（スケジュール）



《債権の申出に係る具体的な手続きについて》

3. 債権の申出に必要な書面（下記(1)～(3)の全て）

(1) 「**申出書**」 （8ページの「記載例」に従い、記入・押印ください。）

(2) 「**還付を受ける権利を有することを証する書面**」

- 友の会発行のお買物券をお持ちの場合
 - ・お買物券（実物。コピーは不可。）
 - ・友の会会員証（保有している場合。）

●友の会に積立金がある場合

積立の方法	添付書類
・友の会窓口持参による入金の場合	①友の会発行の領収書 注1 （全ての積立回数分） ②友の会会員証（原本） 注1
・銀行、郵便局の口座自動振替による入金	①通帳の写し（以下の2箇所） . . . 注1・2 ・口座名義人の記載がある箇所 ・友の会による引き落としの記載のある箇所（全ての積立回数分） ②友の会会員証（原本） 注1

注1) 紛失等により、友の会会員証、友の会発行の領収書及び通帳の写しの一部または全部を添付できない場合は、同封の申立書【書式1】をご提出ください。

相続人が申出る等の場合は、東北経済産業局までご連絡ください。

注2) 通帳の写しは、関係箇所以外はマジック等で黒く塗りつぶしてください。

(3) 申出人の「**本人確認のための公的証明書の写し**」（いずれか1点）

（氏名、住所が記載されているものに限り）

【公的証明書の例】

運転免許証、外国人登録証明書、旅券（パスポート）、被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険）、国民年金手帳 等

***** **不審な連絡等にご注意ください** *****

証明書をお送りする（令和3年1月予定）まで、東北経済産業局から会員の皆様に金融機関の口座番号や暗証番号をお聞きすることはありません。（ただし、住所や積立金等の確認のために、連絡することがあります。）

4. 債権の「申出書」の提出の方法（下記(1)～(3)のいずれかの方法）

(1) 郵送（東北経済産業局 産業部 消費経済課あて）

- ①同封したオレンジ色の封筒に必要な全部の書類を入れ、切手を貼って、申出受付期間内に投函、郵送ください。（令和2年6月30日消印有効）
※東北経済産業局の住所は、(3)を参照。
- ②確実な到着のために、簡易書留郵便等を利用されることをお勧めします。（ただし、費用は申出人が負担してください。）
- ③申出書の^〇（2枚目）は切り離し、各自大切に保管しておいてください。

(2) 現地受付（詳細は6～7ページ参照）

山形市、米沢市に設ける現地受付の受付日時にお申し出ください

現地受付は中止します

(3) 東北経済産業局に直接持参

- ①受付時間 午前9時30分～午後6時（土・日曜日、祝日を除く）
- ②住所 仙台市青葉区本町三丁目3番1号（仙台合同庁舎B棟3階）
東北経済産業局 産業部 消費経済課

5. 債権の「申出書」を提出される際の注意事項

- (1) 債権の「申出書」を令和2年6月30日（火）までに提出されない場合は、上記の還付を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

注1. 郵送の場合、受付期間終了後に到着した申出書は、受付期間内の消印があれば受け付けいたしますが、受付期間内の消印等がなく、差出日が明確でない場合（料金後納、メール便等）は、受け付けできませんのでご注意ください。

注2. 東北経済産業局に直接持参される場合は、令和2年6月30日（火）午後6時まで受け付けいたします。

- (2) 還付額は、申出債権額に満たない場合がありますので、ご了承ください。

割賦販売法による還付は、友の会が令和元年9月末基準日における前受金（お買物券の未使用残高及び積立金の残高）の2分の1に相当する額について保全（法務局への供託等）している範囲内で行われます。

- (3) 債権の「申出書」の1枚目（提出用）には、必ず申出人の押印をお願いします。また、必要な書面（2ページ参照）を必ず添付してください。

(4) 以下のような場合は、別途、添付書類が必要ですので、債権の「**申出書**」を提出される前に、東北経済産業局にお問い合わせください。

○友の会に届出している氏名、住所と相違する場合（結婚による改姓、転居等）

○会員が死亡した場合 ○お買物券を譲り受けた場合 等

(5) 債権の「申出書」を郵送で提出する場合は、郵便上の事故（紛失等）や送付された債権の「申出書」に記載されたお買物券枚数と同封されたお買物券枚数の相違等について、東北経済産業局では責任を負いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(6) 東北経済産業局が行う権利の調査の結果、申出債権額等に疑義が生じた場合、後日、確認の連絡をさせていただくことがあります。

(7) 「**申出書**」提出後、**申出人の住所、氏名、電話番号に変更が生じた場合は、直ちに東北経済産業局にご連絡ください。**ご連絡いただけない場合には、還付金の受け取りができなくなることがあります。

(8) 還付金を受け取るには、最終的に山形地方法務局への請求が必要です。請求時には、東北経済産業局が後日発行する「**証明書**」（令和3年1月頃発行予定）等が必要となります。

詳しい請求手続きは、東北経済産業局が発行する「**証明書**」郵送時（令和3年1月頃予定）にお知らせします。

6. 大沼友の会のお買物券について

本還付対象となる『お買物券』は、友の会発行のものに限ります。

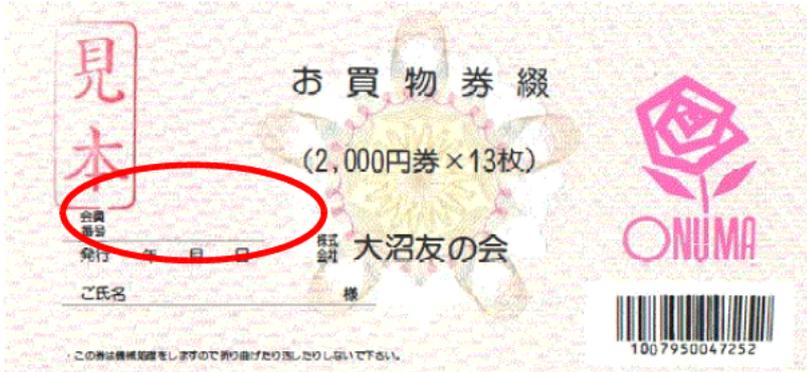
次ページの例のとおり『お買物券』及び『株式会社大沼友の会』の記載があることをご確認ください。

※株式会社大沼発行の「全国百貨店共通商品券」等は、本還付手続きの対象ではありませんので、東北財務局金融監督第三課（022-721-7079）までお問い合わせください。

お返しすることになりますので、
商品券等の同封はしないでください。

【友の会お買物券 例】

(表紙)



●以前のお買物券(主に3種類)

- 2,000 円券 × 13 枚
 - 3,000 円券 × 13 枚
 - 5,000 円券 × 13 枚
- (1,000 円券も対象です。)



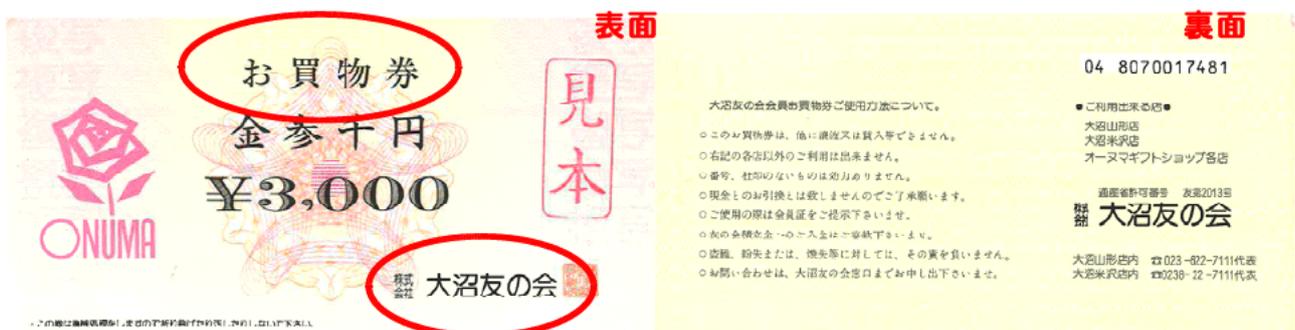
●最近のお買物券(2種類)

- 5,000 円券 × 12 枚
- 500 円券 × 5 枚



●会員番号の記載があります。

(以前のお買物券：額面 3,000 円の例)



●必ず「お買物券」、「株式会社大沼友の会」の記載がありますので、ご確認ください。

7. お問い合わせ先

お問い合わせ、債権の「申出書」の用紙の請求は、下記までお願いします。

東北経済産業局 産業部 消費経済課

TEL 022-208-6775 FAX 022-208-6239

〒980-8403 仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟3階

8. その他

(1) 「申出書」用紙配布機関（債権の申出書は、以下の機関にも用意しています。）

山形県消費生活センター（消費生活・地域安全課） 山形市松波2-8-1 山形県庁（2階）	4月20日より 配布します
置賜消費生活センター 米沢市金池7-1-50 置賜総合支庁（1階）	
最上消費生活センター 新庄市金沢字大道上2034 最上総合支庁（1階）	
庄内消費生活センター 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 庄内総合支庁（1階）	
山形市消費生活センター 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル（3階）	
米沢市消費生活センター 米沢市金池5-2-25 米沢市役所（4階）	
新庄市 市民相談室（消費生活センター） 新庄市沖の町10-37 新庄市役所（1階）	

(2) **現地受付及び東北経済産業局への持参について**

① 現地受付会場の場所や受付日時については、7ページをご確認ください。

東北経済産業局に直接持参される方は、仙台合同庁舎B棟の1階受付にて来庁者受付票をご記入の上、身分証をご提示いただき、「一時通行証」をお受取り、3D会議室（3階）にお越しください。

② 現地受付及び東北経済産業局には下記の書類等を持参してください。

○申出書 ○印鑑（申出書の修正等に必要のため）

○還付を受ける権利を有することを証する書面

（お買物券、領収書、預金通帳写し、会員証（又は「申立書」等）

○本人確認のための公的証明書の写し（2ページの3.（3）参照）

○同封の「ご案内」の文書（会員番号が記載されています。）

【お願い】 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご高齢の方や体調の思わしくない方等は、室内で人が多く集まる現地受付は出来るだけ避け、郵送による申出を行っていただきますようお願いいたします。

【現地受付会場のご案内】

現地受付は中止します

1. 米沢会場

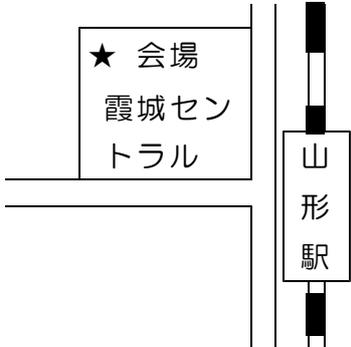
受付日時	受付対象地域	会場
5月25日（月） 9:30～18:30	以下の郵便番号の地域の方 992-0000 ～ 992-0055	米沢市すこやかセンター2階 米沢市西大通一丁目5-60 TEL 0238-24-8181 米沢検診センターとなり
5月26日（火） 9:30～18:30	上記以外の地域の方	

○混雑が予想されますので、地域別に日程を設定しました。指定された日程のご都合がつかない場合は、都合の良い日にお越しください。

○駐車場（無料）はありますが、駐車台数が限られているため、公共交通機関をご利用ください。

2. 山形会場

現地受付は中止します

受付日時	受付対象地域	会場
6月8日（月） 9:30～18:30	以下の郵便番号の地域の方 990-0000 ～ 990-0059	山形市保健所大会議室 （霞城セントラル3階） 山形市城南町一丁目1-1 TEL 023-616-7260 JR山形駅西口徒歩2分
6月9日（火） 9:30～18:30	以下の郵便番号の地域の方 990-0060 ～ 990-0999	
6月10日（水） 9:30～18:30	以下の郵便番号の地域の方 990-1000 ～ 990-2999	
6月11日（木） 9:30～18:30	上記以外の地域の方	

○混雑が予想されますので、地域別に日程を設定しました。指定された日程のご都合がつかない場合は、都合の良い日にお越しください。

○駐車場（有料）はありますが、駐車台数が限られているため、公共交通機関をご利用ください。

2枚複写となっていますので、
ボールペンをご使用下さい。

申 出 書

記 載 例

令和 2 年 〇月 〇日

↑ *提出日を記載ください

東北経済産業局長 殿

申出人 住 所 〇〇市・郡〇〇町〇番〇号

フリガナ 〇〇〇〇 〇〇〇〇 *押印ください↓
氏 名 〇〇 〇〇 ㊟

↑ *契約時と異なる住所、氏名の場合は新旧を併記ください

〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

割賦販売法第35条の3の62において準用する同法第20条の3第1項及び割賦販売法施行令第10条第1項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

1. 債務者の名称及び住所

名称 株式会社大沼友の会
住所 山形市七日町一丁目2番30号

2. 債権額

1 2 4 , 5 0 0 円 ...

(1)お買物券及び(2)積立金額の合計金額を記入してください。

3. 債権発生の原因たる事実

株式会社大沼友の会と会員契約をしていた。

申出債権額の明細

(該当の口に✓を付してください)

(1)お買物券 お買物券を持っている(下表に記載) お買物券は持っていない

お買物券の顔面 (A)	枚数 (B)	積立金額 =(A)×(B)
500円券	3枚	1,500円
2000円券	枚	円
3000円券	12枚	36,000円
5000円券	枚	円
	枚	円
合計	—	37,500円

※申出債権額の記載については、
わかる範囲でご記入ください。

↑ *お買物券の顔面ごとの枚数、金額は必ず記載してください

(2)積立金額 積立てを行っている(下表に記載) 積立ては行っていない

会員番号	コース名 積立て月額(A)	口数 (B)	積立済回数 (C)	積立金額 =(A)×(B)×(C)	満期済 (○印)
3489815	5,000円コース	1口	12回	60,000円	○
3638700	3,000円コース	1口	4回	12,000円	
3638700	3,000円コース	1口	5回	15,000円	
	円コース	口	回	円	
	円コース	口	回	円	
合計	—	—	—	87,000円	

※複数の積立てを行っている場合は、会員番号毎、コース毎、積立回数毎に記入してください。

※満額を積立て、かつ、満期後にお買物券と交換していない場合は、満期済欄に○印をしてください。

【添付書類】

- お買物券
- 領収書、通帳写し
- 友の会会員証
- 申立書
- 本人確認のための公的証明書の写し

受付欄	記載不要
-----	------